

小坂町手数料 変更のお知らせ

10月1日から、住民票や納税証明書などの交付手数料が変更となります。変更となる金額、証明書類の概要は次のとおりですので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

変更となる手数料	単 位	手数料の金額	
		新	旧
身分に関する証明手数料	1通につき	200円	150円
住民票及び戸籍の附票の写しの交付に関する証明手数料	1通につき	200円	150円
住民票の閲覧手数料	1件につき	200円	150円
住民票に記載された事項に関する証明手数料	1通につき	200円	—
小坂町印鑑条例第11条に基づく印鑑登録証明手数料	1通につき	200円	150円
地縁団体の印鑑証明手数料	1通につき	200円	150円
地縁団体の認可に関する証明手数料	1件につき	200円	150円
租税公課に関する証明手数料	1通につき	200円	150円
納税証明書の交付手数料	1通につき	200円	150円
固定資産課税台帳の閲覧手数料（公示期間を除く）	1件につき	200円	150円
公簿、公文書又は図書の謄本又は抄本の交付手数料	1件につき	200円	150円
公簿、公文書又は図書の閲覧手数料	1件につき	200円	150円
情報公開手数料	1件につき	200円	150円
手数料の定めのある事項以外の事項に関する証明手数料	1通につき	200円	150円

免許証自主返納者支援事業のお知らせ

運転免許証を自主返納した方の不便を軽減するために、「野口線」、「上向七滝線」、「十和田湖地区乗合タクシー」の3路線で利用できる割引回数券を交付しています。

★割引券は100枚つづりの回数券方式で
1枚当たり100円分の割引が受けられます。

★交付は対象者1人につき1回のみ。

★1回の乗車で1枚のみ使用可能。



対象者 小坂町にお住まいの方で、運転免許証の自主返納をして「取消通知書」もしくは「運転経歴証明書」の交付を受けた方。

申請方法 小坂町コミュニティバス共通乗車割引回数券交付申請書（役場本庁舎2階総務課企画財政班にて配布）を提出してください。
詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 総務課企画財政班 (TEL29-3907)